

一般送配電事業者による託送供給等に係る
収入の見通しに係る審査要領

令和四年八月三十日制定

目次

第1章 総則

第1節 基本方針

第2節 用語の定義

第2章 託送供給等に係る収入の見通しに係る審査・査定方針

第1節 費用ごとの審査・査定の考え方

1. 第一区分費用の審査・査定
2. 第二区分費用の審査・査定
3. 第三区分費用の審査・査定
4. 次世代投資費用の審査・査定
5. 制御不能費用の審査
6. 事後検証費用の審査
7. 事業報酬の審査・査定
8. 控除収益の審査・査定

第2節 効率化係数の設定について

1. 効率化係数の対象費用について
2. 効率化係数の設定値について

第3章 事後調整

第1章 総則

第1節 基本方針

電気事業法（昭和三十九年法律第七十号。以下「法」という。）第十七条の二第一項に定める収入の見通しの承認に当たっては、同条第2項の一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しの適確な算定等に関する指針（以下「指針」という。）に基づき策定した、この要領に従って審査・査定を行うものとする。

1. 承認の申請がなされた収入の見通しが、指針及び一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令（令和四年経済産業省令第六十一号。以下「算定省令」という。）に則って算定されているか、審査する。
2. 算定省令第二条第一項における「法第十七条の二第一項に規定する経済産業省令で定める期間（以下「規制期間」という。）ごとに、その供給区域における託送供給等の業務に係る料金の算定の基礎とするため、その業務を能率的かつ適正に運営するために通常必要と見込まれる収入（以下「収入の見通し」という。）として、規制期間において一般送配電事業者を運営するに当たって必要であると見込まれる収入の額」については、その適正性を審査した上で、当該申請を行った一般送配電事業者及び他の一般送配電事業者における経営効率化努力の度合いを相対比較することにより査定を行うものとする。
3. これらの審査・査定の結果については、申請を行った一般送配電事業者に対して指摘するものとする。
4. この指摘を踏まえ、申請を行った一般送配電事業者が申請を適正に補正したと認められる場合の当該申請に係る収入の見通しは、法第十七条の二第三項の承認基準に適合していると認められるものとする。

第2節 用語の定義

この要領において使用する用語は、法、算定省令及び指針において使用する用語の例による。

第2章 収入の見通しの算定に係る審査・査定方針

第1節 費用ごとの審査・査定の考え方

費用ごとの審査・査定は以下の観点から行うこととする。なお、審査・査定の結果を踏まえ、適正に補正したと認められる費用が、事業計画に照らして整合的であることを確認することとする。

1. 第一区分費用の審査・査定

一 審査・査定方針

第一区分費用は、算定省令第三条第一項の規定により算定された役員給与、給料手当、給料手当振替額（貸方）、退職給与金、厚生費、委託検針費、委託集金費、雑給、消耗品費、損害保険料、養成費、研究費、建設分担関連費振替額（貸方）、附帯事業営業費用分担保関連費振替額（貸方）、修繕費、委託費、普及開発関係費、諸費及び電気事業雑収益であった一般送配電事業等に係るものを対象に、同省令第三条第三項の規定により算定されているか否かにつき審査するものとする。

第一区分費用の査定については、各一般送配電事業者の実情を踏まえつつコスト効率化を促すものとするため、効率的な一般送配電事業者における実績値等を用いた統計的な査定方法を用いて行う。

その際、一般送配電事業者間比較の観点から、参照期間における第一区分費用の実績を用いた重回帰分析により、全一般送配電事業者の平均的な効率性を反映した推計費用を算出する。その推計費用に、効率的な一般送配電事業者の状況の反映（以下「トップランナー的補正」という。）を行うことで、効率化が遅れている一般送配電事業者の効率化を促す査定を行うこととする。加えて、第一規制期間においては、激変緩和措置として、各一般送配電事業者の参照期間における第一区分費用の実績を一部反映する。

二 査定方法

(1) 個別査定

① 規制期間における見積り費用の個別査定

普及開発関係費（公益的な目的から行う情報提供に係るものを除く。）、寄付金及び団体費は収入の見通しへの算入を認めない。ただし、合理的な理由がある場合には、個別に妥当性を確認した上で、これらの費用の額及び内容を公表することを前提に収入の見通しへの算入を認める。

また、電気の供給にとって優先度が低いものや、規制料金として回収することが社会通念上不適切なもの（交際費、政治献金、書画骨董等）については、収入の見通しへの算入を認めない。

従業員以外の者であつてその業務内容が不明確なもの（相談役、顧問等）に係る費用や宿泊施設、体育施設その他の厚生施設（社宅・寮等であつて、一般送配電事業等を遂行するために必要と認められるものを除く。）に係る費用については、収入の見通しへの算入を認めない。

制度的に収入の見通しに算入することが認められているもの以外の費用等（集金等の小売に係る費用等）については、収入の見通しへの算入を認めない。

消費者物価及び雇用者所得等の変動見込み（エスカレーション）については、原則として収入の見通しへの算入を認めない。

役員給与について、役員数が一般送配電事業等に係る業務の執行上必要不可欠なものとなつているか、役員給与が国家公務員の指定職の給与水準の平均（事務次官、外局長、内部部局の長等の平均）や参照期間における実績等と比較して妥当なものとなつているかの観点から、査定する。妥当であると認められない費用については、収入の見通しへの算入を認めない。

② 参照期間における実績費用の個別査定

普及開発関係費（公益的な目的から行う情報提供に係るものを除く。）、寄付金及び団体費が含まれていないことを査定する。

また、電気の供給にとって優先度が低いものや、規制料金として回収することが社会通念上不適切なもの（交際費、政治献金、書画骨董等）が含まれていないことを査定する。

従業員以外の者であつてその業務内容が不明確なもの（相談役、顧問等）に係る費用や宿泊施設、体育施設その他の厚生施設（社宅・寮等であつて、一般送配電事業等を遂行するために必要と認められるものを除く。）に係る費用が含まれていないことを査定する。

制度的に収入の見通し等に算入することが認められているもの以外の費用等（集金等の小売に係る費用や原子力発電費等の発電に係る費用等）が含まれていないことを査定する。

役員給与について、役員数が一般送配電事業等に係る業務の執行上必要不可欠なものとなっていたか、役員給与が国家公務員の指定職の給与水準の平均（事務次官、外局長、内部部局長等の平均）と比較して妥当なものとなっていたかの観点から、査定する。

(2) 統計的な手法を用いた査定

第一区分費用は、全一般送配電事業者の平均的な効率性を反映した推計費用の統計的な算出及びトップランナー的補正を経て行うこととする。

① 全一般送配電事業者の平均的な効率性を反映した推計費用の統計的な算出
全一般送配電事業者の平均的な効率性を反映した推計費用の統計的な算出については、次に掲げる手法を用いることとする。

i 第一区分費用を対象に全一般送配電事業者の参照期間における実績を用いて推計式を設定し、その設定においては統計手法として重回帰分析を行うこと。さらに当該分析において両辺を対数変換すること

なお、具体的には以下の計算式のとおりとする。

〈算出式〉

第一区分費用 (Y) ≡ 必要な人員数 (X1) × 一人当たり給与 (X2)

必要な人員数 (X1) は、需要要因 (X1A) と地理的要因 (X1B) の積に比例すると仮定して分解すると以下のとおりとなる。

第一区分費用 (Y) ≡ 需要要因 (X1A) × 地理的要因 (X1B) × 一人当たり給与 (X2)

これら全ての変数を対数変換すると以下のとおりとなる。

$\log(Y) = a * \log(X1A) + b * \log(X1B) + c * \log(X2) + d$

ii 重回帰分析における説明変数には、外生要因として、最大負荷等の需要要因、可住地面積等の地理的要因、各都道府県の人事委員会が公表する「職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づく職員給与と民間給与との比較」を踏まえた一人当たり給与に該当する変数をそれぞれ設定すること

② トップランナー的補正

トップランナー的補正については、次に掲げる手法を用いることとする。

i 重回帰分析により算出された推計費用と、一般送配電事業者の参照期間における実績を比較して、各一般送配電事業者の効率性スコアを算出すること

〈算出式〉

効率性スコア ≡ 各一般送配電事業者の参照期間における実績 ÷ 参照期間において重回帰分析により算出した全一般送配電事業者の平均的な効率性を反映した推計費用

- ii 算出された全一般送配電事業者の効率性スコアを用いて、トップランナー的補正を行うに当たっては、規制期間の初年度において効率性スコアの上位五位、規制期間の最終年度において効率性スコアの上位三位をトップランナー水準の効率性スコアと設定した上で、重回帰分析により算出された推計費用にトップランナー水準の効率性スコアを乗じることにより、当該初年度から当該最終年度にかけて段階的な効率化を求める方法で、トップランナー的補正を行うこと
- iii 第一規制期間においては、トップランナー的補正を行った第一区分費用に百分の五十を乗じた額に、参照期間における各一般送配電事業者の第一区分費用の実績に百分の五十を乗じた額を加えること

(3) トップランナー的補正の結果を踏まえた査定額の確認

規制期間における見積り費用と統計的な手法を用いた査定により算出された額の差額の審査を行い、原則、統計的な手法を用いた査定により算出された額を査定額とする。ただし、規制期間における見積り費用が統計的な手法を用いた査定により算出された額を上回る場合については、一般送配電事業者から申請があった場合に限り、その費用の合理性を確認することとする。

全一般送配電事業者の平均的な効率性を反映した推計費用の統計的な算出及びトップランナー的補正を経て算出された費用額に加えて、各一般送配電事業者からの合理的な説明がなされた費用額に限り、収入の見通しに算入することを認める。なお、この審査においては、参照期間において発生していない費用であって、規制期間に新たに発生する費用や、個別の一般送配電事業者特有の外生的要因によって新たに発生する費用であるか等の観点から重点的に行うこととする。

2. 第二区分費用の審査・査定

一 審査・査定方針

(1) 設備投資額を用いた審査・査定

第二区分費用の審査は、算定省令第四条第一項及び第六項の規定により算定された修繕費、減価償却費、固定資産税、委託費及び諸費であって一般送配電事業等に係るものを対象に同省令第四条第三項から第五項まで及び第七項の規定により算定されているか否かにつき審査するものとする。

第二区分費用のうち減価償却費の査定については、設備投資額を対象に行うこととし、その査定方法については、各系統（連系統・基幹系統、ローカル系統及び配電系統）の特性や、設備拡充投資、設備更新投資の特性等も踏まえて、設定することとする。

査定を行った設備投資額から規制期間に計上する減価償却費を算出した上で、収入の見通しに算入することを認める。

減価償却費を算出する際には、定額法を用いることを基本とする。ただし、会計上、定率法を採用している一般送配電事業者については事業運営に影響が及ぶといった合理的な説明がなされた場合に限り、定率法により減価償却費を算出し、収入の見通しに算入することを認める。

(2) 「投資量」と「投資単価」の査定

一般送配電事業者の設備投資は、必要な投資を効率的な単価で行うことが重要であることから、設備投資額を「投資量」と「投資単価」の観点から、査定を行う。

投資量については、送配電設備の確実な増強と更新の観点から、広域系統長期方針や高経年化設備更新ガイドライン等との整合性も踏まえ、必要な投資量が確保されていることを確認しつつ査定を行う。

投資単価については、コスト効率化の観点から、一般送配電事業者間比較による効率的な単価の算定や、参照期間における実績等に基づく単価を確認しつつ査定を行う。

二 査定方法

(連系統・基幹系統の拡充投資)

連系統・基幹系統の拡充投資は、規制期間の年度ごとの投資額について、一般送配電事業者間比較や各一般送配電事業者の経年比較を行った上で、次に掲げるとおり個別査定を行う。

(1) 個別査定の方法

個別審査は、工事件名ごとに、次に掲げるとおり査定を行うものとする。

① 投資量の個別査定方法

投資量については、個別の工事件名ごとに広域系統長期方針や広域系統整備計画の内容を適切に反映したものとなっていることを査定することとする。

具体的には、工事件名ごとに工事の目的、工事の概要、工事に関する詳細な計画（工程表、工事区間、平面図や系統図等の概要図等）、主要送変電設備（連系統・基幹系統の鉄塔、電線（送電の用に供するものに限る。）、地中ケーブル（送電の用に供するものに限る。）、主要変圧器、遮断器を指す。本項目において同じ。）の種類・数量情報、関連情報（関連する工事や除却の内容等）、その他の投資量の確認のために必要な情報及び電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号。以下「施行規則」という。）第四十条の二に規定される台帳情報の提出を一般送配電事業者に求め、工事の目的、詳細な計画等が広域系統長期方針や広域系統整備計画と整合したものとなっており、また主要送変電設備の種類・数量情報が目的や詳細な計画等に沿った適切な投資量となっていることを査定することとする。

② 投資額の個別査定方法

投資額については、一部工事の調達プロセス（発注方式やコスト低減方策）や工事費の妥当性に関する検証など、発注前段階におけるコスト検証を行う電力広域的運営推進機関（以下「推進機関」という。）のコスト等検証小委員会における検証結果を参照することとする。

また、コスト等検証小委員会における検証の有無に関わらず、工事件名ごとに工事費用の内訳（設備ごとの物品費及び工事費の内訳、関連除却費等）、発注契約の状況（特命発注の有無や効率化の取組を含む）、その他の投資額の確認のために必要な情報及び施行規則第四十条の二に規定される台帳情報の提出を一般送配電事業者に求め、投資量の確認の際に入手した情報との整合性や、類似プロジェクトや各一般送配電事業者の経年比較により投資額の妥当性を査定することとする。

妥当であると認められない費用については、収入の見通しへの算入を認めない。

〔連系線・基幹系統の更新投資〕

連系線・基幹系統の更新投資は、規制期間の年度ごとの投資額について、一般送配電事業者間比較や各一般送配電事業者の経年比較を行った上で、次に掲げるとおり個別査定を行う。

(1) 個別査定の方法

① 投資量の個別査定方法

更新投資のうちリスク量算定対象設備（高経年化設備更新ガイドラインにおけるリスク量の算定対象設備を指す。以下同じ。）の投資量については、高経年化対策と、高経年化対策以外に区分して確認することとし、各設備のリスク量合計値（以下「総設備リスク量」という。）が規制期間初年度の水準以下に維持できるよう、リスク量算定対象設備ごとの投資量を査定することとする。具体的には以下の点を重点的に査定する。

- i 高経年化設備更新ガイドラインに基づき、規制期間初年度期首の総設備リスク量と規制期間最終年度期末の総設備リスク量を算定していること
 - ii iで算定した規制期間最終年度期末の総設備リスク量から規制期間初年度期首の総設備リスク量を差し引いて、規制期間において低減すべき総設備リスク量を算定していること
 - iii iiで算定した低減すべき総設備リスク量から高経年化対策以外工事で低減する総設備リスク量を差し引いて、高経年化対策工事で低減すべき総設備リスク量を算定していること
 - iv 高経年化対策以外工事の投資量が、参照期間における実績等をもとに算定されていること
 - v 高経年化対策工事の投資量が、iiiで算定された高経年化対策工事で低減すべきリスク量に基づいて策定された工事計画に基づいていること
 - vi 高経年化対策工事の工事計画が、高経年化設備更新ガイドラインや各一般送配電事業者の高経年化設備の状況、コスト、施工力等を踏まえて策定された中長期の更新投資計画に基づいていること
- 更新投資のうちリスク量算定対象外設備の投資量については、その設備ごとに、それぞれ過去の実績等に照らして、投資量の妥当性を査定することとする。

② 投資額の個別査定方法

投資額については、個別の工事件名ごとに工事費用の内訳（設備ごとの物品費及び工事費の内訳、関連除却費等）、発注契約の状況（特命発注の有無や効率化の取組を含む）、その他の投資額の確認のために必要な情報の提出を一般送配電業者に求め、投資量の確認の際に入手した情報との整合性や、類似プロジェクトや各一般送配電事業者の経年比較により単価の妥当性を査定することとする。

妥当であると認められない費用については、収入の見通しへの算入を認めない。

（ローカル系統・主要送変電設備の拡充投資）

ローカル系統の主要送変電設備（ローカル系統の鉄塔、電線（送電の用に供するものに限る。）、地中ケーブル（送電の用に供するものに限る。）、主要変圧器、遮断器を指す。本項目において同じ。）における拡充投資は、規制期間の年度ごとの投資額について、一般送

配電事業者間比較や各一般送配電事業者の経年比較を行った上で、次に掲げるとおり個別査定及び統計査定を行う。

(1) 個別査定の方法

個別査定は、工事件名ごとに投資額を投資量と投資単価の観点から、次に掲げるとおり行うものとする。

① 投資量の個別査定方法

主要送変電設備の投資量が、工事件名ごとに、資源エネルギー庁が策定した発電設備の設置に伴う電力系統の増強及び一般送配電事業者の費用負担等の在り方に関する指針5(2)に記載された増強規律(以下単に「増強規律」という。)や、推進機関が策定した送配電等業務指針に基づいて各一般送配電事業者が策定した送変電設備形成ルール、さらに将来の需要及び電源の動向等に照らして、妥当であることを査定する。ただし、一般送配電事業者から合理的な理由により、工事件名が特定困難との説明がなされた場合は、主要送変電設備ごとに投資量が妥当であることを査定する。

具体的には、工事件名ごとに工事の目的、工事の概要、工期、主要送変電設備の種類・数量情報、その他の投資量の確認のために必要な情報及び施行規則第四十条の二に規定される台帳情報の提出を一般送配電事業者に求め、工事の目的等が増強規律や送変電設備形成ルール等と整合したものとなっており、また、主要送変電設備の種類・数量情報が工事の目的等に沿った適切な投資量となっていることを査定する。

(2) 統計査定の方法

統計査定は、投資単価について、次に掲げるとおり行うものとする。

① 投資単価の統計査定方法

投資単価を「物品単価」と「工事単価」に分解した上で、それぞれに対して、一般送配電事業者の平均的な効率性を反映した推計単価の統計的な算出及びトップランナー的補正を経て行うこととする。推計単価の統計的な算出については次に掲げる手法を用いることとする。

(イ) 重回帰分析を用いた統計査定

主要送変電設備ごとの物品単価、工事単価を対象に全一般送配電事業者の過去実績を用いて推計式を設定し、その設定においては統計手法として重回帰分析を用いる。

重回帰分析を用いた統計査定を行うに当たっては、以下の点を確認しつつ査定する。

- i 過去実績を用いる期間は、会計制度の変更や事業環境の変化等を踏まえ、過去五年間とし参照期間の実績単価を用いていること
- ii 重回帰分析における説明変数は、各一般送配電事業者の経営方針等によりコントロールが可能な内生要因に関連する項目やデータの採録が困難な項目を除き、外生要因と一定の関連性がある説明変数をそれぞれ設定していること
- iii 重回帰分析に使用する参照期間の実績単価及び説明変数、規制期間の説明変数のデータが参照期間における実績等に基づく適切なものであること
- iv 規制期間における適正な物品単価、工事単価の算定においては、設定した推計式に、規制期間における各説明変数項目の見積値を代入すること

(ロ) 中央値分析を用いた統計査定

重回帰分析の結果、決定係数が一定水準に達していないと認められる場合には、中央値を全一般送配電事業者の平均的な効率性を反映した推計単価とみなす。

中央値分析を用いた統計査定を行うに当たっては、以下の点を確認しつつ査定する。

- i 主要送変電設備ごとの物品単価・工事単価の参照期間における実績単価を基に中央値を算出すること
- ii 単一の中央値を算出し、これを統計査定に用いることを基本としつつ、合理的かつ説明可能なグループピングを用いた複数の中央値を算出し、これを統計査定に用いることも可能とすること
- iii 中央値の算出に当たっては、特殊要因によって高額となった案件（以下「高額案件」という。）を統計的に検出し、これを当該実績単価から除くこと
- iv 高額案件の検出に当たっては、四分位数の考え方を用いることとし、第3四分位数＋四分位範囲×1・5以上の単価の案件を対象とすること
- ※ 四分位数とは、データをサンプル数によって4等分した際の区切り値を指し、最小値から順次に数えて1区分目を第1四分位数、2区分目を第2四分位数、3区分目を第3四分位数という。
- ※ 四分位範囲は、第3四分位数から第1四分位数を差し引いた値を指す。
- v 規制期間における見積単価を基にiiからivまでの方法により高額案件を検出し、その高額案件については、以下の事項を一般送配電事業者に求めた上で、その内容をもって査定を行うこと
 - ・一般送配電事業者自らの効率化に向けた検討状況を確認する観点から、各一般送配電事業者は社内での適切な検討プロセスを設けること
 - ・その検討プロセスにおいては、有識者などの第三者を含める等の透明性が確保された検証体制を構築した上で、案件の必要性や、価格・物量の妥当性、価格・物量低減に向けて実施する取組の有無とその取組内容の妥当性を検証すること
- vi 中央値分析に使用する参照期間の実績単価及び規制期間の見積単価のデータが参照期間における実績等に基づく適切なものであること

② トップランナー的補正

トップランナー的補正については、以下の手法を用いることとする。

- i 参照期間において重回帰分析又は中央値分析により算出された推計単価と、参照期間における各一般送配電事業者の実績単価を比較して、各一般送配電事業者の効率性スコアを算出すること

〈算出式〉

効率性スコア＝参照期間における各一般送配電事業者の実績単価・参照期間において重回帰分析又は中央値分析により算出した各一般送配電事業者の平均的な効率性を反映した推計単価

- ii 算出された各一般送配電事業者の効率性スコアを用いて、トップランナー的補正を行うに当たっては、規制期間を通じて効率性スコアの上位三位をトップランナー水準の効率性スコアと設定した上で、重回帰分析又は中央値分析により算出された

推計単価にトプランナー水準の効率性スコアを乗じることにより効率化を求める方法で、トプランナー的補正を行うこと

iii 第一規制期間においては、トプランナー的補正を行った物品単価・工事単価に百分の三十を乗じた額に、参照期間における各一般送配電事業者の物品単価・工事単価の実績に百分の七十を乗じた額を加えること

(ローカル系統…主要送変電設備の更新投資)

ローカル系統の更新投資は、規制期間の年度ごとの投資額について、一般送配電事業者間比較や各一般送配電事業者の経年比較を行った上で、次に掲げるとおり個別査定及び統計査定を行う。

(1) 個別査定の方法

① 投資量の個別査定方法

リスク量算定対象設備については、高経年化対策と、高経年化対策以外に区分して投資量を確認することとし、総設備リスク量が規制期間初年度の水準以下に維持できるよう、リスク量算定対象設備ごとの投資量を確認することとする。具体的には、施行規則第四十条の二に規定される台帳情報の提出を一般送配電事業者に求め、以下の点を重点的に確認する。

- i 高経年化設備更新ガイドラインに基づき、規制期間初年度期首の総設備リスク量と規制期間最終年度期末の総設備リスク量を算定していること
 - ii iで算定した規制期間最終年度期末の総設備リスク量から規制期間初年度期首の総設備リスク量を差し引いて、規制期間において低減すべき総設備リスク量を算定していること
 - iii iiで算定した低減すべき総設備リスク量から高経年化対策以外工事で低減する総設備リスク量を差し引いて、高経年化対策工事で低減すべき総設備リスク量を算定していること
 - iv 高経年化対策以外工事の投資量が、参照期間における実績等をもとに算定されていること
 - v 高経年化対策工事の投資量が、iiiで算定された高経年化対策工事で低減すべきリスク量に基づいて策定された工事計画に基づいていること
 - vi 高経年化対策工事の工事計画が、高経年化設備更新ガイドラインや各一般送配電事業者の高経年化設備の状況、コスト、施工力等を踏まえて策定された中長期の更新投資計画に基づいていること
- リスク量算定対象外設備の投資量については、その設備ごとに、それぞれ過去の実績等に照らして、投資量の妥当性を確認することとする。

(2) 統計査定の方法

主要送変電設備の拡充投資における投資単価の審査・査定方法と同様の方法で査定を行う。

(ローカル系統…送変電設備(主要送変電設備を除く)の拡充投資及び更新投資)

(1) 査定の方法

ローカル系統の送変電設備（主要送変電設備を除く。本項目において同じ。）については、規制期間の年度ごとの投資額について、一般送配電事業者間比較や各一般送配電事業者の経年比較を行う。

ローカル系統の送変電設備については、対象となる設備の種類が非常に多岐にわたることから、主要送変電設備と同様に「投資量」と「投資単価」への区分を行うことが困難である。このため、第一規制期間における送変電設備の査定については、参照期間における各一般送配電事業者の実績額に、主要送変電設備等に対する各一般送配電事業者の査定率を適用する。

ただし、その査定率が適用された費用額に加えて、各一般送配電事業者からの合理的な説明がなされた費用額に限り、収入の見通しに算入することを認める。

〔配電系統…主要配電拡充投資〕

(1) 個別査定の方法

① 投資量の個別査定方法

主要配電拡充投資（需要・電源対応投資、無電柱化対応投資を指す。本項目において同じ。）のうち、需要・電源対応に係る投資量については、推進機関が策定した送配電等業務指針に基づいて各一般送配電事業者が策定した配電設備形成ルールや、過去の実績、将来の需要及び電源の動向等に照らして、妥当であることを確認する。

主要配電拡充投資のうち無電柱化対応に係る投資量については、国が策定した無電柱化推進計画に照らして、妥当であることを確認する。

(2) 統計査定の方法

① 投資単価の統計査定方法

投資単価を「物品単価」と「工事単価」に分解した上で、それぞれに対して、全一般送配電事業者の平均的な効率性を反映した推計単価の統計的な算出及びトップランナー的補正を経て行うこととする。推計単価の統計的な算出については次に掲げる手法を用いることとする。

(イ) 重回帰分析を用いた統計査定

主要配電拡充投資ごとの物品単価、工事単価を対象に全一般送配電事業者の過去実績を用いて推計式を設定し、その設定においては統計手法として重回帰分析を用いる。重回帰分析を用いた統計査定を行うに当たっては、以下の点を確認しつつ査定する。

- i 過去実績を用いる期間は、会計制度の変更や事業環境の変化等を踏まえ、過去五年間とし参照期間の実績単価を用いていること
- ii 重回帰分析における説明変数は、各一般送配電事業者の経営方針等によりコントロールが可能な内生要因に関連する項目やデータの採録が困難な項目を除き、外生要因と一定の関連性がある説明変数をそれぞれ設定していること
- iii 重回帰分析に使用する参照期間の実績単価及び説明変数、規制期間の説明変数のデータが参照期間における実績等に基づく適切なものであること
- iv 規制期間における適正な物品単価、工事単価の算定においては、設定した推計式に、規制期間における各説明変数項目の見積値を代入すること

(ロ) 中央値分析を用いた統計査定
重回帰分析の結果、決定係数が一定水準に達していないと認められる場合には、中央値を全一般送配電事業者の平均的な効率性を反映した推計単価とみなす。
中央値分析を用いた統計査定を行うに当たっては、主要配電拡充投資の物品単価・工事単価の参照期間における実績単価を基に中央値を算出しているかを確認しつつ査定する。

- ② トップランナー的補正
i 参照期間において重回帰分析又は中央値分析により算出された推計単価と、参照期間における各一般送配電事業者の実績単価を比較して、各一般送配電事業者の効率性スコアを算出すること

〈算出式〉

効率性スコア \parallel 参照期間における各一般送配電事業者の実績単価 \cdot 参照期間において重回帰分析又は中央値分析により算出した全一般送配電事業者の平均的な効率性を反映した推計単価

- ii 算出された全一般送配電事業者の効率性スコアを用いて、トップランナー的補正を行うに当たっては、規制期間を通じて効率性スコアの上位三位をトップランナー水準の効率性スコアと設定した上で、重回帰分析又は中央値分析により算出された推計単価にトップランナー水準の効率性スコアを乗じることにより効率化を求める方法で、トップランナー的補正を行うこと
iii 第一規制期間においては、トップランナー的補正を行った物品単価・工事単価に百分の三十を乗じた額に、参照期間における各一般送配電事業者の物品単価・工事単価の実績に百分の七十を乗じた額を加えること

- ③ 無電柱化対応
主要配電拡充投資のうち無電柱化対応における投資単価の審査・査定についても、全一般送配電事業者の平均的な効率性を反映した推計単価の統計的な算出及びトップランナー的補正を行つて行くことを基本としつつ、規制期間における整備距離等の増減又は整備手法の多様化による投資単価の変動を踏まえ、別途、各一般送配電事業者からの合理的な説明がなされた場合に限り、当該費用を収入の見通しに算入することを認める。

〔配電系統…主要配電更新投資〕

(1) 個別査定の方法

- ① 投資量の個別査定方法
主要配電更新投資（高経年化対策（コンクリート柱）、高経年化対策（配電の用に供する高圧電線）、高経年化対策（配電の用に供する電線であつて低圧電線）、高経年化対策（柱上変圧器）、高経年化対策（配電の用に供するケーブル）に係る投資を指す。本項目において同じ。）のうちリスク算定対象設備の投資量については、高経年化対策と、高経年化対策以外に区分して確認することとし、総設備リスク量が規制期間初年度水準以下に維持できるよう、リスク算定対象設備ごとの投資量を査定することとする

る。具体的には施行規則第四十条の二に規定される台帳情報の提出を一般送配電事業者に求め、以下の点を重点的に査定する。

- i 高経年化設備更新ガイドラインに基づき、規制期間初年度期首の総設備リスク量と規制期間最終年度期末の総設備リスク量を算定していること
 - ii iで算定した規制期間最終年度期末の総設備リスク量から規制期間初年度期首の総設備リスク量を差し引いて、規制期間において低減すべき総設備リスク量を算定していること
 - iii iiで算定した低減すべき総設備リスク量から高経年化対策以外工事で低減する総設備リスク量を差し引いて、高経年化対策工事で低減すべき総設備リスク量を算定していること
 - iv 高経年化対策以外工事の投資量が、参照期間における実績等をもとに算定されていること
 - v 高経年化対策工事の投資量が、iiiで算定された高経年化対策工事で低減すべきリスク量に基づいて策定された工事計画に基づいていること
 - vi 高経年化対策工事の工事計画が、高経年化設備更新ガイドラインや各一般送配電事業者の高経年化設備の状況、コスト、施工力等を踏まえて策定された中長期の更新投資計画に基づいていること
- 更新投資のうちリスク量算定対象外設備の投資量については、その設備ごとに、それぞれ過去の実績等に照らして、投資量の妥当性を査定することとする。

(2) 統計査定の方法

① 投資単価の統計査定方法

主要配電拡充投資における投資単価の審査・査定方法と同様の方法で審査・査定を行う。

(配電系統：配電工事（主要配電拡充投資及び主要配電更新投資を除く）)

配電工事（主要配電拡充投資、主要配電更新投資を除く）の審査・査定については、規制期間における見積り費用の算定根拠及び参照期間における実績との差異要因が妥当なものとなっているか査定する。妥当であると認められない費用については、収入の見通しへの算入を認めない。

第一規制期間における配電工事（主要配電拡充投資、主要配電更新投資を除く）の査定については、参照期間における各一般送配電事業者の実績額に、主要配電拡充投資及び主要配電更新投資等における各一般送配電事業者の査定率を乗じる。ただし、その査定率が適用された費用額に加えて、各一般送配電事業者からの合理的な説明がなされた費用額に限り、収入の見通しに算入することを認める。

(その他投資)

その他投資とは、通信設備工事や、系統・給電設備工事、リース関連などの設備への設備投資をいう。対象費用は第二区分費用のうち算定省令第四条第六項に定める修繕費、委託費、諸費、減価償却費及び固定資産税であって一般送配電事業等に係るものをいう。

その他投資については、投資量と単価に区分することや、一般送配電事業者間比較が困難であると考えられることから、各一般送配電事業者の規制期間における見積り費用の算定根拠及び参照期間における実績との差異要因を踏まえて査定を行うこととする。

その他投資のうち減価償却費、修繕費、固定資産税については、設備投資額を対象に、工事目的の妥当性、工事費用の内訳の算定根拠の妥当性（投資量と単価に区分可能な場合には、過去の類似工事との単価比較等）、調達プロセスの適切性（競争発注等の費用低減の取組の有無等）を重点的に確認しつつ査定する。

その他投資のうち委託費、諸費については、その費用額を対象に、規制期間における見積り費用の算定根拠及び参照期間における実績との差異要因が妥当なものとなっているか査定する。

妥当であると認められない費用については、収入の見通しへの算入を認めない。

3. 第三区分費用の審査・査定

第三区分費用については、算定省令第五条第一項に定める修繕費、委託費、賃借料、託送料、固定資産除却費、共有設備費等分担額、共有設備費等分担額（貸方）、他社購入送電費、地帯間購入送電費、一般送配電事業等に係る電力料、需給調整市場手数料、電力費振替勘定（貸方）、開発費、株式交付費、社債発行費、開発費償却、株式交付費償却、社債発行費償却、廃炉等負担金、離島等供給に係る費用及び離島等供給に係る収益であって一般送配電事業等に係るものを対象に、算定省令第五条第三項の規定により算定されているか否かにつき審査するものとする。

また、第三区分費用については次に掲げるとおり、査定を行う。

(1) 修繕費

規制期間における見積り費用の算定根拠及び参照期間における実績との差異要因が妥当なものとなっているか査定する。妥当であると認められない費用については、収入の見通しへの算入を認めない。

参照期間における各一般送配電事業者の実績額に、主要送変電設備、主要配電拡充投資及び主要配電更新投資等における各一般送配電事業者の査定率を乗じる。ただし、その査定率が適用された費用額に加えて、各一般送配電事業者からの合理的な説明がなされた費用額に限り、収入の見通しに算入することを認める。合理的な説明の確認に当たっては、参照期間において発生していない費用であって、規制期間に新たに発生する費用であるか、個別の一般送配電事業者特有の外生要因によって新たに発生する費用であるか等の観点から重点的に行うこととする。

(2) 賃借料

各費用について、各一般送配電事業者の規制期間における見積り費用の算定根拠及び参照期間における実績との差異要因が妥当なものとなっているか査定する。特に借地料や借家料の妥当性については類似事例における費用等と照らし合わせたうえで、重点的に検証を行うこととする。妥当であると認められない費用については、収入の見通しへの算入を認めない。

(3) 託送料

託送契約内容の精査等を行い、各一般送配電事業者の規制期間における見積り費用の算定根拠及び参照期間における実績との差異要因が妥当なものとなっているか査定する。特にその託送契約の諸元となる各費用について重点的に検証を行うこととする。妥当であると認められない費用については、収入の見通しへの算入を認めない。

(4) 固定資産除却費（除却損及び除却費用）

各一般送配電事業者の規制期間における見積り費用の算定根拠及び参照期間における実績との差異要因が妥当なものとなっているか査定する。特に除却のタイミングや除却の妥当性については当該除却を含む個別の工事計画等と照らし合わせたくえで、重点的に検証を行うこととする。妥当であると認められない費用については、収入の見通しへの算入を認めない。

(5) 廃炉等負担金

これまで東京電力パワーグリッド株式会社が経営合理化により捻出してきた額を引き続き廃炉等負担金に充てることを可能とする観点から、従前より捻出してきた廃炉等負担金の実績値に加えて、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）第四十五条に基づき認定された特別事業計画や福島第一原子力発電所の廃炉の進捗等を踏まえた同法第五十五条の九に基づいて取り戻される廃炉等積立金の状況等を踏まえて妥当な金額となっているか、検証を行うこととする。

なお、廃炉等負担金の実績については、毎年度その妥当性について、電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等第2処分の基準(14)③に基づく確認を行う。

(6) 離島等供給に係る費用及び収益

各一般送配電事業者の規制期間における見積り費用の算定根拠及び参照期間における実績との差異要因が妥当なものとなっているか査定する。特に、離島等供給に係る発電設備について発生する各費用（減価償却費や燃料費、修繕費等）について、重点的に妥当性の検証を行うこととする。妥当であると認められない費用については、収入の見通しへの算入を認めない。

(7) 第三区分費用のうち、(1)～(6)以外の費用

委託費、共有設備費等分担額、共有設備費等分担額（貸方）、他社購入送電費、地帯間購入送電費、一般送配電事業等に係る電力料、需給調整市場手数料、電力費振替勘定（貸方）、開発費、株式交付費、社債発行費、開発費償却、株式交付費償却、社債発行費償却、であって一般送配電事業等に係るものの査定については、以下のとおり行うものとする。費用ごとに各一般送配電事業者の規制期間における見積り費用の算定根拠及び参照期間における実績との差異要因が妥当なものとなっているか査定する。妥当であると認められない費用については、収入の見通しへの算入を認めない。

4. 次世代投資費用の審査・査定

次世代投資費用の対象については、国の審議会等において、次世代投資として特に重要であるとされたものを含むものとする。具体的には、レジリエンス強化、脱炭素化、デジタル化、効率化等の便益をもたらす先進的な設備投資や研究開発等が次世代投資に分類される。

次世代投資費用については、算定省令第八条第二項の規定により算定されていることを審査する。

送配電ネットワークの次世代化を促す観点から、個別プロジェクトごとに社会実装に至るまでの費用と便益の妥当性について、次に掲げるとおり査定を行うものとする。

(1) 次世代投資費用の査定について

一般送配電事業者によって策定された事業計画の内容を踏まえ、個別プロジェクトごとに規制期間における見積り費用の算定根拠が妥当なものとなっているか査定する。特に、中長期的な目標における個別プロジェクトの位置づけやその費用対便益が中長期的には一定以上となることについての定量的又は定性的な評価の観点から、重点的に妥当性の検証を行うこととする。

また、コスト効率化のために一般送配電事業者間比較の観点や複数の一般送配電事業者が共同で取り組むことを検討しているかの観点から検証を行うこととする。

妥当であると認められない費用については、収入の見通しへの算入を認めない。

5. 制御不能費用の審査

算定省令第六条第三項の規定により算定されているか否かにつき審査するものとする。

(1) 減価償却費については、規制期間初年度の前年度三月三十一日時点で貸借対照表に計上される見込みの固定資産に対する減価償却費の金額を基本として、**妥当な金額**となっていることを審査する。

(2) 退職給与金のうち規制期間初年度の前々年度三月三十一日時点で発生している数理計算上の差異に対する償却額については、参照期間において発生が判明している数理計算上の差異の未償却残高及び残存償却年数より算定される償却額を基本として、**妥当な金額**となっていることを審査する。

(3) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理等に係る費用については、処理完了に向けた各一般送配電事業者の具体的な計画に基づき、**妥当な金額**となっていることを審査する。ただし廃棄物の処理については、法令に基づき令和八年度までに完了させる必要があることから、第一規制期間において最終年度を除く四年分の費用を収入の見通しに算入することとする。

(4) 賃借料のうち、法令や国のガイドラインに準じて単価が設定される費用については、参照期間における実績額と比較して、**妥当な金額**となっていることを審査する。ただし、規制期間において設備賃借の状況に変動が発生する場合には、それを踏まえた**妥当な金額**となっていることを審査する。

(5) 受益者負担金については、参照期間における実績額を基本として、**妥当な金額**となっていることを審査する。

(6) 推進機関の会費については、規制期間初年度の前年度の実績額を基本として、**妥当な金額**となっていることを審査する。

(7) 災害等扶助拠出金については、推進機関で既に決定されている一般送配電事業者の拠出金の総額を各一般送配電事業者の想定需要電力量をもとに按分した金額を基本として、**妥当な金額**となっていることを審査する。

- (8) 貸倒損については、参照期間における実績額を基本として、妥当な金額となっていることを審査する。ただし、参照期間において多額の実績額が発生している場合には、それを収入の見通しに算入することの妥当性を審査する。
- (9) 振替損失調整額については、参照期間の最終年度における実績額を基本として、妥当な金額となっていることを審査する。
- (10) インバランス収支過不足額については、規制期間における収入の見通しには算入せず、当該期間における実績値を踏まえた事後調整を行うこととする。ただし、第一規制期間については参照期間の最終年度までに発生した累積収支額のうち、第一規制期間の前年度に繰り越すことが妥当とされた金額を収入の見通しに算入することとする。
- (11) 電源開発促進税については、規制期間における課税対象の想定需要電力量に、参照期間における税率を乗じた額を基本として、妥当な金額となっていることを審査する。なお、想定需要電力量については、供給計画等との整合性を確認することとする。
- (12) 事業税については、規制期間における課税対象の想定収入に、参照期間における税率を乗じた額を基本として、妥当な金額となっていることを審査する。
- (13) 雑税については、参照期間における実績額を基本として、妥当な金額となっていることを審査する。
- (14) 法人税等については、参照期間における実績額を基本として、妥当な金額となっていることを審査する。
- (15) 賠償負担金相当金については、施行規則第四十五条の二十一の十に基づく、申請時点における最新の通知に記載の金額を基本として、妥当な金額となっていることを審査する。
- (16) 廃炉円滑化負担金相当金については、施行規則第四十五条の二十一の十三に基づく、申請時点における最新の通知に記載の金額を基本として、妥当な金額となっていることを審査する。
- (17) 固定資産税については、規制期間初年度の前年度三月三十一日時点で貸借対照表に計上される見込みの固定資産に対する固定資産税の金額を基本として、妥当な金額となっていることを審査する。
- (18) 調整力の確保に要する費用のうち、法第二十八条の四十第一項第五号に規定する推進機関の業務に応じて供給能力を確保するために要する費用については、規制期間に係る約定価格又は指標の価格に、推進機関が決定した必要量を乗じた金額を基本として、妥当な金額となっていることを審査する。
- (19) 調整力の確保に要する費用のうち、その発電設備以外の発電設備の発電に係る電気を受電することなく発電することができる発電設備等の調達に係る費用については、参照期間における実績額、規制期間に係る約定価格及び容量拠出金の見積り費用をもとに算定した金額を基本として、妥当な金額となっていることを審査する。
- (20) 調整力の確保に要する費用のうち、電気の電圧の値の維持の用に供するための発電設備等の調達に係る費用については、参照期間の最終年度の実績額を基本として、妥当な金額となっていることを審査する。
- (21) 調整力の確保に要する費用のうち、最終保障供給に係る利益又は損失については、参照期間における実績額を基本として、妥当な金額となっていることを審査する。
- (22) 再給電に要する費用については、参照期間における実績額を基本として、妥当な金額となっていることを審査する。ただし、第一規制期間においては、参照期間における実

績額がないことから、規制期間における収入の見通しには算入せず、当該期間における実績値を踏まえた事後調整を行うこととする。

6. 事後検証費用の審査

算定省令第七条第三項の規定により算定されているか否かにつき審査するものとする。

- (1) 託送料のうち、連系線の増強等に係る費用については、申請時点で策定されている広域系統整備計画に基づく金額を基本として、妥当な金額となっていることを審査する。
- (2) 補償費については、参照期間における実績額を基本として、妥当な金額となっていることを審査する。ただし、参照期間において多額の実績額が発生している場合には、それを収入の見通しに算入することの妥当性を審査する。
- (3) 事業者間精算費については、参照期間の最終年度における実績額を基本として、妥当な金額となっていることを審査する。
- (4) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に係る費用については、参照期間における実績額又は参照期間及びその直前五年間の計十年間における実績額を基本として、妥当な金額となっていることを審査する。
- (5) 調整力の確保に要する費用のうち、一般送配電事業者が、調整電源等を公募により調達するために要する費用については、参照期間における実績単価に、推進機関が決定した必要量を乗じた金額を基本として、妥当な金額となっていることを審査する。
- (6) 調整力の確保に要する費用のうち、一般送配電事業者が、調整電源等に対し上げ調整指令及び下げ調整指令を行うために要する費用等については、参照期間の最終年度における実績額を基本として、妥当な金額となっていることを審査する。
- (7) 調整力の確保に要する費用のうち、一般送配電事業者が、調整電源等を需給調整市場における売買取引により調達するために要する費用については、国の審議会等において整理された入札価格の考え方を参考として合理的に算定された単価に、推進機関が算定した必要量を乗じた金額を基本として、妥当な金額となっていることを審査する。
- (8) 発電抑制に要する費用については、各一般送配電事業者の規制期間における見積み費用の算定根拠が妥当なものとなっていることを審査する。

7. 事業報酬の審査・査定

算定省令第九条第二項の規定に基づいて一般送配電事業者が算定した事業報酬については、以下の観点からその適正性について審査・査定を行うこととする。

- (1) 自己資本報酬率及び他人資本報酬率
自己資本報酬率と他人資本報酬率については、以下のとおり、算定されていることを審査する。

① 自己資本報酬率

〈算出式〉

$$\text{公社債利回り実績率} \times (1 - \beta) + \text{全産業の自己資本利益率} \times \beta$$

・ 公社債利回り、全産業の自己資本利益率のいずれについても、参照期間等の平均値を用いることとする。

・ β 値については、東日本大震災前五年間における旧一般電気事業者の β 値の平均値を用いることとする。

②他人資本報酬率

〈算出式〉

公社債利回り実績率＋一般送配電事業者のリスクプレミアム平均値

・公社債利回りについては、参照期間の平均値を用いることとする。

・一般送配電事業者のリスクプレミアム値については、東日本大震災前五年間の（旧一般電気事業者の平均有利子負債利率－公社債利回り実績率）の平均値を用いることとする。

(2) 事業報酬率の算定における自己資本報酬率と他人資本報酬率の加重平均に用いる比率は、三十対七十を適用することとする。

(3) レートベースの対象資産について

算定省令第九条第三項各号に掲げる項目の適正性を審査するものとする。

具体的には、特定固定資産は、一般送配電事業者等の運営にとつて真に不可欠な設備であるか、建設中の資産は、工事計画及び工事額が適正であるか、運転資本のうち営業資本は、各項目の額が関連費用の算定との関係において整合的であるか否か、配電事業者への貸与資産が除かれているか否か、また、貯蔵品は、数量及び金額が適正であるか、特定投資は、「一般送配電事業者等の能率的な経営のために必要かつ有効であると認められるか否か等」につき審査するものとする。また、特定投資に計上した投資が配当を得られるものである場合には、その配当相当分を収入の見通しから適切に控除しているかを確認するものとする。

供給設備については、デイマンド・リスpons（需給調整契約を含む。）等を踏まえた需要見通しを前提とした設備に限定し、長期停止発電設備については、規制期間内に緊急時の即時対応性を有すること及び改良工事中などの将来の稼働の確実性等を踏まえてレートベースに算入する。

なお、他の一般送配電事業者の同種の設備と比較して、正当な理由なく著しく低い稼働率となっている設備については、レートベースから除外する。

(4) 追加事業報酬について

算定省令第十条第三項の規定により算定されているか否かにつき審査するものとする。

8. 控除収益の審査・査定

控除収益については、算定省令第十一条第一項及び第三項の規定により算定されているか否かを審査することとする。また、一般送配電事業者が適切な効率化努力を行った場合における経営を前提として算定した額であるか否かを査定するものとする。

(1) 地帯間販売送電料については、参照期間における実績額等を基に算定した額の、規制期間における合計額として妥当な金額となっていることを査定する。

(2) 地帯間販売電源料については、参照期間における実績額等を基に算定した額の、規制期間における合計額として妥当な金額となっていることを査定する。

(3) 他社販売送電料については、参照期間における実績額等を基に算定した額の、規制期間における合計額として妥当な金額となっていることを査定する。

- (4) 他社販売電源料については、参照期間における実績額等を基に算定した額の、規制期間における合計額として妥当な金額となつてゐることを査定する。
- (5) 託送収益については、参照期間における実績額等を基に算定した額の、規制期間における合計額として妥当な金額となつてゐることを査定する。
- (6) 事業者間精算収益については、参照期間の最終年度における実績額等を基に算定した額の、規制期間における合計額として妥当な金額となつてゐることを査定する。
- (7) 電気事業雑収益については、参照期間における実績額等を基に算定した額の、規制期間における合計額として妥当な金額となつてゐることを査定する。
- (8) 預金利息については、参照期間における実績額等を基に算定した額の、規制期間における合計額として妥当な金額となつてゐることを査定する。

第2節 効率化係数の設定について

1. 効率化係数の対象費用について

効率化係数の対象となる費用については、制御不能費用や事後検証費用、次世代投資に係る費用など一般送配電事業者に効率化を求めべき性質でない費用を除いた費用とする。具体的には、第一区分費用、第二区分費用及び第三区分費用（廃炉等負担金を除く。）について、審査・査定後の金額に対して、効率化係数を設定し、査定を行う。

2. 効率化係数の設定値について

効率化係数の設定値については、規制期間初年度から年率千分の五ずつ段階的な効率化を行い、最終年度に千分の二十五の効率化が達成されるよう設定をする。

第3章 事後調整

算定省令第十二条から第十八条までに定める収入の見通しの事後調整については、その適合要件や乖離値の妥当性について、査定を行うこととする。

また、第十二条から第十八条までに定める収入の見通しの事後調整に伴い、第十八条に規定する承認を受けた収入の見通しと、規制期間における需要変動に起因して生じる収入実績の乖離値のうち、賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金に起因する乖離値を第六条第三項第六号に定める方法により算定した額に算入することとする。ただし、施行規則第四十五条の二十一の十第一項の規定により通知された同項二号の回収の期間又は同規則第四十五条の二十一の十三第一項の規定により通知された同項二号の回収の期間が規制期間中に終了した場合における翌規制期間の取扱いについては、この限りではない。

なお、算定省令第十七条に定める経営の効率化等を踏まえた調整のうち、配電事業者の取組に起因する収入の見通しの事後調整は、投資に係る事業計画において記載した投資量を規制期間における投資量の実績が下回った場合における実績値（付随して発生する第一区分費用及び次世代投資費用の実績値を含む）について妥当な値になつてゐるかを査定する。